ハ　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）（以下「短期大学等」という。）において造船又は機械に関する学科を修得して卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）		
ニ　短期大学等において工学に関する学科を修得して卒業した者（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）	四年	
（略）		

三・四　（略）

（船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部改正）

第二十条　船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第二（第八条関係）

試験科目	条	件
一　食文化概論（学科）	一　（略）	
	二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）において調理に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	
二　衛生法規（学科）	一　大学等において衛生に関する法令に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	
	二　（略）	
（略）	（略）	
五　食品学（学科）	一　大学等において食品に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	
	二　（略）	
（略）	（略）	

改正前

別表第二（第八条関係）

試験科目	条	件
一　食文化概論（学科）	一　（略）	
	二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）において調理に関する科目を修めて卒業した者	
二　衛生法規（学科）	一　大学等において衛生に関する法令に関する科目を修めて卒業した者	
	二　（略）	
（略）	（略）	
五　食品学（学科）	一　大学等において食品に関する科目を修めて卒業した者	
	二　（略）	
（略）	（略）	

ハ　学校教育法による短期大学又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）（以下「短期大学等」という。）において造船又は機械に関する学科を修得して卒業した者		
ニ　短期大学等において工学に関する学科を修得して卒業した者	四年	
（略）		

三・四　（略）